(二)　火災模型
第一号(二)と同様の火災模型とすること。
(三)　感知
(二)に示す模型に点火した後五分以内に一個以上作動すること。
三　火災感知ヘッド等における省令第二条第十号に規定する試験方法は、次の(一)及び(二)のとおりとし、(三)の基準に適合する設計上の感知範囲を有効感知範囲とすること。この場合において、標示温度が七十九度以上百二十一度未満の火災感知ヘッド等にあっては、当該ヘッドと同一の構造の標示温度が七十九度未満の火災感知用ヘッド等における試験の結果に基づき、有効感知範囲の確認を行うことができる。
(一)　火災感知ヘッド等
火災感知ヘッド等は、床面の各部分が一の火災感知ヘッド等の設計上の感知範囲に包含されるよう当該火災感知ヘッド等間の距離を最大にし、かつ、等間隔に配置し、火災を有効に感知することができるものとして設計された範囲で最大の高さに設置すること。
(二)　火災模型
第一号(二)と同様の火災模型とすること。
(三)　感知
(二)に示す模型に点火した後五分以内に一個以上作動すること。
四　閉鎖型矩形泡水溶液ヘッドにおける省令第二条第十号に規定する試験方法は、次の(一)及び(二)のとおりとし、(三)の基準に適合する設計上の感知範囲を有効感知範囲とすること。この場合において、標示温度が七十九度以上百二十一度未満の閉鎖型矩形泡水溶液ヘッドにあっては、当該ヘッドと同一の構造の標示温度が七十九度未満の閉鎖型矩形泡水溶液ヘッドにおける試験の結果に基づき、有効感知範囲の確認を行うことができる。
(一)　閉鎖型矩形泡水溶液ヘッド
閉鎖型矩形泡水溶液ヘッドは、床面の各部分が一の閉鎖型矩形泡水溶液ヘッドの設計上の感知範囲に包含されるよう配置し、火災を有効に感知することができるものとして設計された範囲で最大の高さに設置すること。
(二)　火災模型
別図第八に示すように配置した〇・八平方メートルの正方形の鋼板製燃焼火皿に自動車用ガソリン又はノルマルヘプタンを二十四リットル入れ、かつ、鋼板製燃焼火皿の上端から油面までの高さが十四センチメートルとなるように水を入れた火災模型とすること。
(三)　感知
(二)に示す模型に点火した後五分以内に一個以上作動すること。

第五　有効放射範囲の試験方法
特定駐車場用泡消火設備は、次の各号に掲げる試験方法により有効放射範囲が確認されたものであること。
一　閉鎖型泡水溶液ヘッドにおける省令第二条第十一号に規定する試験方法は、次の(一)から(三)までのとおりとし、(四)の基準に適合する設計上の放射範囲を有効放射範囲とすること。
(一)　閉鎖型泡水溶液ヘッド
閉鎖型泡水溶液ヘッド（開放済みのものに限る。）は、床面の各部分が一の閉鎖型泡水溶液ヘッドの設計上の放射範囲に包含されるよう当該閉鎖型泡水溶液ヘッド間の距離を最大にし、かつ、等間隔に配置し、火災を有効に消火することができるものとして設計された範囲内で最大の高さに設置すること。
(二)　泡放射
泡水溶液の濃度を下限濃度、放射圧力を最低圧力（設計圧力の下限値をいう。以下同じ。）とすること。
(三)　火災模型
別図第九に示すように配置した縦一・〇メートル、横二・〇メートルの長方形の鋼板製燃焼火皿に自動車用ガソリン又はノルマルヘプタン六十リットルを入れ、かつ、鋼板製燃焼火皿の上端から油面までの高さが十四センチメートルとなるように水を入れた火災模型とすること。
(四)　消火
(三)に示す模型に点火して予燃焼時間一分を経過した後、放射を開始して一分三十秒以内に消火すること。
二　開放型泡水溶液ヘッドにおける省令第二条第十一号に規定する試験方法は、次の(一)から(三)までのとおりとし、(四)の基準に適合する設計上の放射範囲を有効放射範囲とすること。
(一)　開放型泡水溶液ヘッド
開放型泡水溶液ヘッドは、床面の各部分が一の開放型泡水溶液ヘッドの設計上の放射範囲に包含されるよう当該開放型泡水溶液ヘッド間の距離を最大にし、かつ、等間隔に配置し、火炎を有効に消火することができるものとして設計された範囲内で最大の高さに設置すること。
(二)　泡放射
泡水溶液の濃度を下限濃度、放射圧力を最低圧力とすること。
(三)　火災模型
第一号(三)と同様の火災模型とすること。
(四)　消火
(三)に示す模型に点火して予燃焼時間一分を経過した後、放射を開始して一分三十秒以内に消火すること。
三　機械式特定駐車場の閉鎖型泡水溶液ヘッドにおける省令第二条第十一号に規定する試験方法は、次の(一)から(三)までのとおりとし、(四)の基準に適合する設計上の放射範囲を有効放射範囲とすること。
(一)　閉鎖型泡水溶液ヘッド
閉鎖型泡水溶液ヘッド（開放済みのものに限る。）は、床面の各部分が一の閉鎖型泡水溶液ヘッドの設計上の放射範囲に包含されるよう当該閉鎖型泡水溶液ヘッド間の距離を最大にし、かつ、等間隔に配置し、火災を有効に消火することができるものとして設計された範囲内で最大及び最小の高さに設置すること。
(二)　泡放射
泡水溶液の濃度を下限濃度、放射圧力を最低圧力とすること。
(三)　火災模型
第一号(三)と同様の火災模型とすること。
(四)　消火
(三)に示す模型に点火して予燃焼時間一分を経過した後、放射を開始して一分三十秒以内に消火すること。
四　機械式特定駐車場の閉鎖型矩形泡水溶液ヘッドにおける省令第二条第十一号に規定する試験方法は、次の(一)から(三)までのとおりとし、(四)の基準に適合する設計上の放射範囲を有効放射範囲とすること。
(一)　閉鎖型矩形泡水溶液ヘッド
閉鎖型矩形泡水溶液ヘッド（開放済みのものに限る。）は、床面の各部分が一の閉鎖型矩形泡水溶液ヘッドの設計上の放射範囲に包含されるよう配置し、火災を有効に消火することができるものとして設計された範囲内で最大及び最小の高さに設置すること。
(二)　泡放射
泡水溶液の濃度を下限濃度、放射圧力を最低圧力とすること。